

諮問日：平成29年4月28日（平成29年度（最情）諮問第15号）

答申日：平成29年7月24日（平成29年度（最情）答申第26号）

件名：司法修習生住民票未提出者一覧表の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「第69期司法修習生住民票未提出者一覧表（クラス、番号及び氏名の記載部分は除く。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、第69期司法修習生住民票未提出者一覧表（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年3月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件対象文書のうち庁名及び修習地の記載部分については、クラス、番号及び氏名の記載部分を除くことにより、個人の権利利益を害するおそれはないから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当しない。
- 2 第69期司法修習生のうち住民票未提出者が2人しかいないとは考えられないから、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在するはずである。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書のうち不開示とされた部分には、司法修習生の氏名、番号、ク

ラス及び修習地並びに文書を作成した裁判所の庁名が記載されている。

これらの情報は、いずれも法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。また、これらの情報は一体として個人に関する情報であり、かつ、個人識別部分であるから、部分開示の余地はない。

- 2 配属庁（司法修習生が配属された各地方裁判所）では、移転料の支給における移転した事実を証明する資料について、司法修習生が住民票写しを提出しない場合で、住民票写しを提出できないやむを得ない事情があるときを除いて、集合修習開始後、すみやかに司法研修所に報告することになっている。

司法研修所が報告を受けたのは2庁のみであるため、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書は存在しない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年4月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月9日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年7月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書のうち不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には、司法修習生の氏名、番号、クラス及び修習地並びに文書を作成した裁判所の庁名が記載されている。これらの記載部分は、法5条1号に規定する個人識別情報と認められ、同号ただし書イからハまでに相当する事情は認められない。

苦情申出人は、本件不開示部分のうち司法修習生の修習地及び文書を作成した裁判所の庁名について、当該司法修習生の氏名、番号及びクラスを除くことにより、個人の権利利益を害するおそれはないと主張するが、本件対象文書の記載内容からすれば、本件不開示部分は一体として個人識別部分と認められる

から、取扱要綱記第3の2に定める部分開示をすることは相当でない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、本件対象文書のほかに本件開示申出文書に該当する文書が存在するはずであると主張する。

しかし、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、配属庁（司法修習生が配属された各地方裁判所）では、移転料の支給における移転した事実を証明する資料について、司法修習生が住民票写しを提出しない場合で、住民票写しを提出できないやむを得ない事情があるときを除いて、集合修習開始後、すみやかに司法研修所に報告することになっているとのことであり、司法研修所が報告を受けたのは2庁のみであるという上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められ、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

委員 久 保 潔

委員 門 口 正 人